

兵庫県立美術館情報誌HARTに係る広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立美術館（以下「美術館」という。）において、美術館が発行する情報誌HART（以下、「HART」という。）の紙面に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) HART 館内で開催される各種の催しを案内する情報誌をいう。（隔月発行）
- (2) 広告 この要綱に基づきHART掲載するために作成された、文字又は画像をいう。
- (3) 広告主 自らの広告を自ら掲載しようとする者及び他社の広告を代理し掲載しようとする者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 本事業の実施にあたっては、HARTの本来の業務目的である美術館広報に支障を生じさせないようにしなければならない。

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所及びサイズは、美術館が別に定めるものとする。

(掲載しない広告等)

第5条 次の各号に掲げる内容を含む広告は、掲載しない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (6) 第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害するおそれのあるもの
- (7) 法令、規則等に反するもの
- (8) 求人に関するもの
- (9) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (10) 貸金業又はたばこ事業に関するもの
- (11) 個人もしくは法人の名称、所在地又は連絡先のみを周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類する挨拶を目的とするもの
- (12) 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (13) 投機、射幸心を著しくそそるもの
- (14) 責任の所在が不明確なもの
- (15) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (16) 閲覧者が、県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (17) 閲覧者が、美術館の主催事業と誤解を受けるおそれのあるもの
- (18) その他広告の内容として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

- (2)貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業者のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3)ギャンブルに関する業種。ただし、公営競技及び当せん金付証券法に規定する宝くじに係るものを除く
- (4)エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5)特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者
ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く
- (6)投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7)結婚相談所、異性紹介事業等の業種
- (8)興信所、探偵社、身元調査会社等の業種
- (9)当該事業を営むにあたって必要な主務官庁の許認可を受けていない事業者、又は主務官庁から営業停止等の処分を受けている事業者
- (10)暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (11)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (12)県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (13)その他広告主としてふさわしくないと美術館が認める者

（広告の仕様等）

第6条 広告の仕様、HART発行部数等については、美術館が別に定めるものとする。

（広告掲載料の額）

第7条 広告掲載料の最低価格は、募集期間ごとに美術館が決定する。

（広告主の募集）

第8条 広告主の募集は公募手続きにより行う。

（広告の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者は、兵庫県立美術館情報誌HART広告掲載申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。

（広告主の決定）

第10条 広告主の決定は、最も高い金額を提示した者とする。

2 同額の申込みがあったときは、美術館によるくじで決定する。なお、広告主の最終決定権は美術館が有する。

（広告の掲載期間）

第11条 広告を掲載する期間は、HART各号の発行単位とする。募集にあたっては、美術館が紙面の余裕を踏まえて、各号毎に募集の有無や広告サイズを判断する。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、HART校了の20日前（その日が閉館日の場合はその前開館日）までに、広告原稿となる電子データおよび色見本（2部）を美術館の指定する場所に提出（メールによる送信を含む。）しなければならない。

- 2 前項に規定する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。
- 3 美術館は、第1項の規定により広告原稿の提出があったときは、第5条及び第6条該当の有無について審査し、必要に応じて広告主に対して修正を求めることができる。
- 4 広告主は、前項の規定により広告原稿の修正を求められた場合は、必要な修正を行い、県の指示に従いすみやかに再提出しなければならない。

(広告の掲載)

第13条 美術館は、前条の規定により提出された広告原稿を、HART紙面に掲載、印刷発行するとともに、美術館内に配架し、関係機関へ送付するものとする。

(広告掲載の中止)

第14条 美術館は、次の各号に掲げる場合には、直ちに広告の掲載を中止することができる。

- (1)美術館が指定した期日までに、第16条に定める広告掲載料が納付されないとき
- (2)美術館が第12条第3項の規定による広告内容の修正を求めた場合において、美術館が指定した期限までに広告原稿が提出されないとき
- (3)広告主もしくは広告が第5条各項に該当することが判明したとき、又は第6条各項に反することが判明したとき

- 2 美術館は、前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 美術館は、第1項の規定により広告の掲載を中止した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告主の都合による広告掲載の中止)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を中止するときは、書面により美術館に申し出なければならない。
- 3 美術館は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

(広告掲載料の納入)

第16条 広告主は、県が指定する日までに、美術館が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、美術館が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第17条 美術館の責に帰すべき理由により、HARTが発行できなかつた場合は、美術館は広告主に既に納入を受けた広告掲載料を返還しなければならない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載状況の確認)

第18条 広告主は、広告の配布状況について、随時、美術館に対して報告を求めることができる。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の掲載により、美術館又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第20条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、美術館の判断に従うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、美術館が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。